

私たちの愛するまち高浜市を未来へつなげていくために

# みんなで作ろう高浜市！

## 高浜市自治基本条例【概要版】

ずっとあんきに暮らせるまちにしていきたいわ

子どもや孫たちのために、何か私たちにできることはないかしら

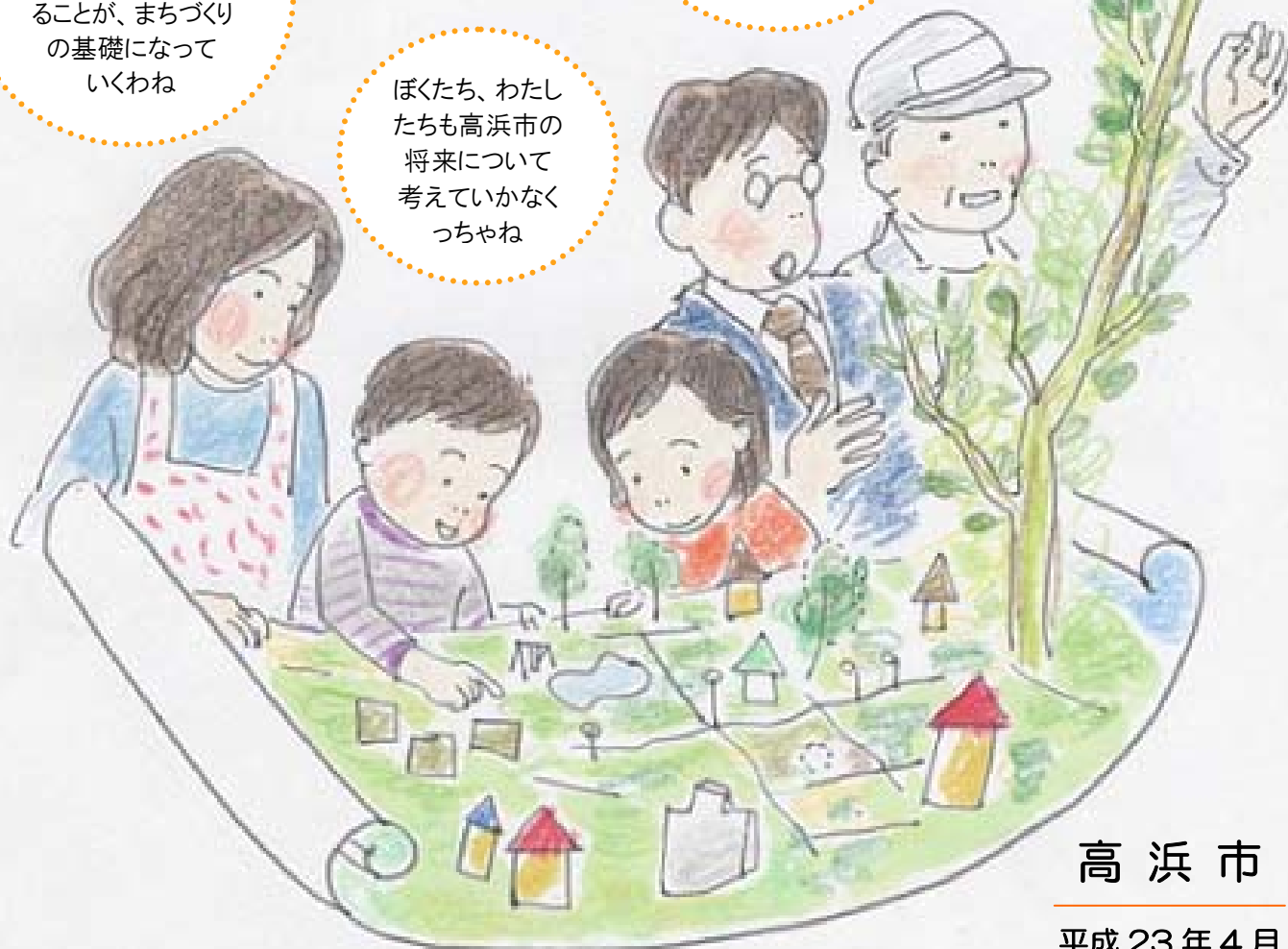
元気で活力のあるまちにしていきたいね

人と人とのつながりを大切に、支えあえる関係をつくるのが、まちづくりの基礎になっていくわね

みんなに自慢できる高浜市になったらいいな！

みんなで知恵を出し合ったり、行動していったら、もともっといいまちになっていくんじゃないかな

ぼくたち、わたしたちも高浜市の将来について考えていかなくっちゃね



高浜市

平成23年4月

# 1

## 自治基本条例ってなんだろう？



### 自治基本条例ってなに？

一言で言えば「まちづくりの土台となるルール」。  
 地域の課題を、地域の実情に合った、より良い形で解決したい・・・。  
 もっと、高浜市らしさを活かしたまちづくりを実現したい・・・。  
 そんな想いをかなえていくために、まちづくりに携わる「市民のみなさん」「議会」「行政」の役割を明らかにし、これからの高浜市が目指す姿や、それらを達成するための基本的な原則・仕組みをまとめたものです。



### どうして自治基本条例が必要なの？

「まちづくり」とは、住みよい豊かな地域社会をつくっていくために、市民のみなさん・議会・行政が取り組む活動のこと。  
 「自分たちのまちのことは自分たちで考え、つくっていく。」  
 高浜市では、これまでも市民のみなさんとともにまちづくりを進めてきましたが、自治基本条例を定めることによって、「市民のみなさんが主役のまちづくり」をより確かなものとしていきます。



### 自治基本条例ができたなら何が変わるの？

この条例を高浜市のまちづくりの最高規範（高浜市の憲法）と位置づけ、市民のみなさん・議会・行政がお互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」、「住んでよかった」、「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市を築いていくことを目指します。

高浜市自治基本条例が  
できるまでのあゆみ

【平成21年】

12月 「高浜市の未来を描く市民会議」が発足。自治基本条例づくりがスタート

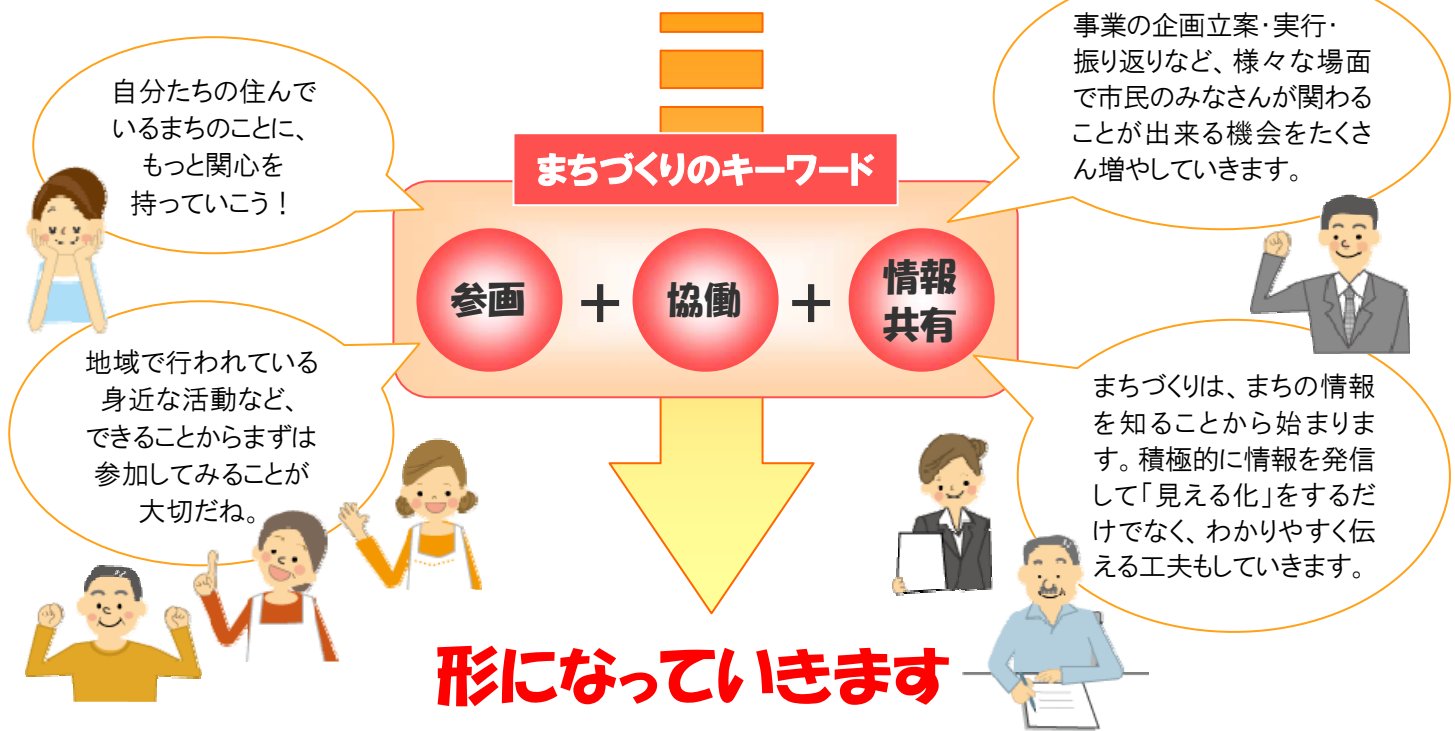
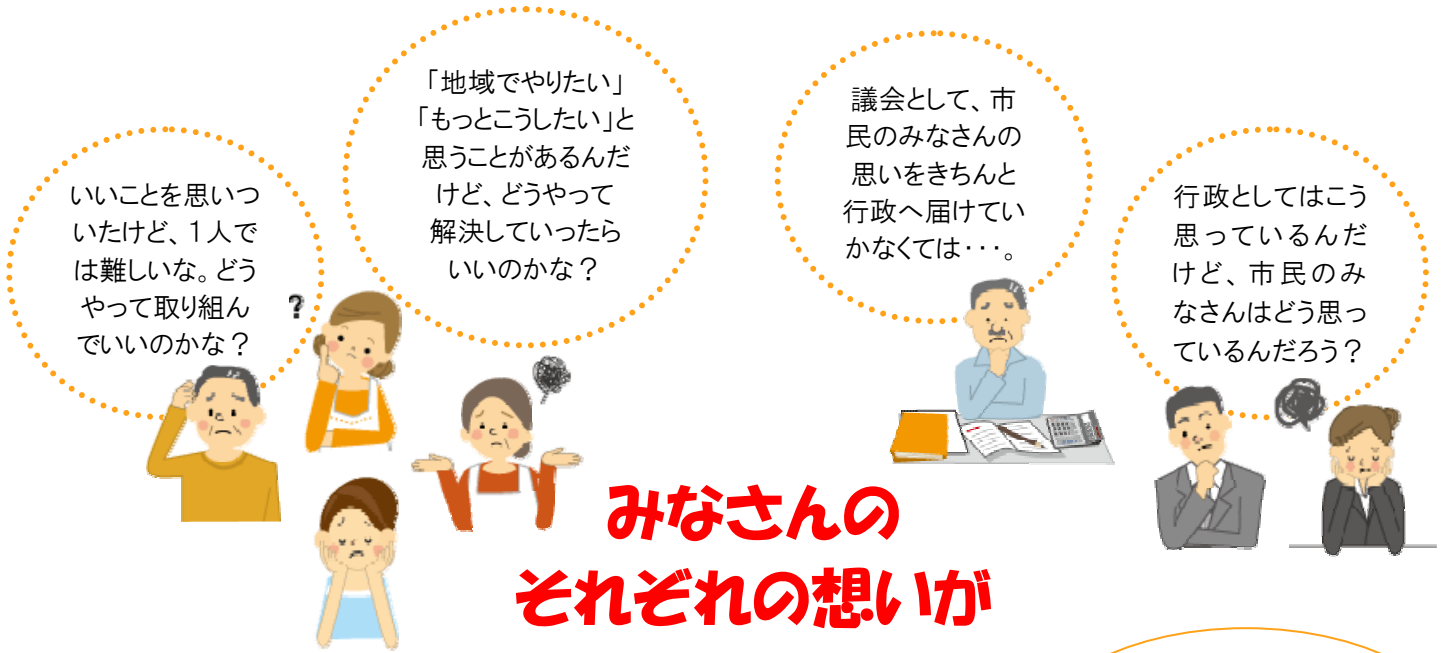
【平成22年】

2月 自治基本条例ってなんだろう  
全国各地の自治基本条例の比較調査から始めました。

3月～4月 条例の全体像を考えよう  
みんなで高浜市をつくっていくために「あったらいいな」と思う事柄を洗い出しました。



5月～6月 条例案を考えよう  
高浜市らしさやわかりやすさを合言葉に、何度も熱い討議を重ねました。



<p>7月</p> <p>条例の解説文を考えよう 条例のポイントや策定メンバーの思いを冊子にまとめました。</p>	<p>8月～9月</p> <p>「素案発表会」の開催 パブリックコメント（意見聴取） 「まちづくり車座談議」の開催 「自治基本条例を広め隊」のみなさんにより、小学校区単位で素案の説明と意見交換を行いました。また、地域団体を対象にした「まちづくり出前トーク」による意見交換も行いました。</p>	<p>10月</p> <p>修正案の検討。市民会議としての条例案がまとまる 素案に対する意見を踏まえ、最終案をまとめました。</p>	<p>12月</p> <p>高浜市議会 12月定例会にて高浜市自治基本条例 可決</p>	<p>【平成23年】4月</p> <p>高浜市自治基本条例 施行</p>
---	--	--	--	--------------------------------------

# 2

## どんなことが書いてあるの？



みんなで力を合わせてまちづくりをしていくためには、「高浜市のまちづくりの仕組みはこうなっている」ということを、誰もがわかるようにしておくことが大切です。自治基本条例は「高浜市のまちづくりの基本的な仕組みが掲載されているメニュー表」と言ってもよいでしょう。

高浜市が目指すまちづくりの姿、決意を表しています。

高浜市の自治に関して最も基本となる条例であることなどを定めています。

みんなで力をあわせて高浜市をつくっていくための基本となる行動原則を定めています。

- ・まちづくりの担い手である市民のみなさん・議会・行政の役割などを表しています。
- ・高浜市内に住んでいるだけでなく、働いている人や学生、市内で活動を行っている人々・団体、みんなで力を合わせていくことが大切です。
- ・子どもや事業者も社会の一員として、まちづくりに関わっていきます。
- ・議会や行政は市民のみなさんの意思を反映した市政運営を行っていきます。

「まちづくりの基本原則」を推進するための方策について定めています。

身近な課題はできるだけ市民のみなさんに近いところで対応・解決できるような自治の仕組みについて定めています。

市政運営にあたって最も基本的な事項について定めています。

条文がその時々社会情勢等に合っているかを市民のみなさんの意見を交えて検証し、必要に応じて見直しをしていきます。

### 前文

### 第1章 総則

〔第1条〕目的 〔第2条〕用語 〔第3条〕条例の位置づけ

### 第2章 まちづくりの基本原則

〔第4条〕(1)参画の原則 (2)協働の原則 (3)情報共有の原則

### 第3章 まちづくりの担い手

#### 第1節 市民

〔第5条〕市民の権利 〔第6条〕子どものまちづくりに参加する権利  
〔第7条〕市民の役割と責務 〔第8条〕事業者の役割と責務

#### 第2節 議会

〔第9条〕議会の役割と責務 〔第10条〕議員の役割と責務

#### 第3節 行政

〔第11条〕市長の役割と責務 〔第12条〕職員の役割と責務

### 第4章 参画と協働

〔第13条〕参画機会の保障 〔第14条〕住民投票  
〔第15条〕協働の推進

### 第5章 地域自治

〔第16条〕地域内分権の推進 〔第17条〕まちづくり協議会  
〔第18条〕地域計画 〔第19条〕活動の育成と支援

### 第6章 市政運営

〔第20条〕市政運営の基本原則 〔第21条〕総合計画の策定等  
〔第22条〕危機管理 〔第23条〕他の自治体等との連携と協力

### 第7章 条例の検証と見直し

〔第24条〕条例の検証と見直し

# 3

## 高浜市のまちづくり 3つのキーワード

【関係する主な条文:第4条】



市民のみなさんが主体となった自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市をつくりあげていくことが大切です。そこで、みんなで力を合わせてまちづくりをしていく上で柱となる原則（キーワード）を3つ定めています。

### まちづくりのキーワード①

### 参画の原則

#### 市民のみなさんの声を活かした市政運営を進めます！

まちづくりの主役は市民のみなさんです。  
市政運営の様々な場面において（例：事業等の立案・実施・評価）市民のみなさんが参画できる機会をつくっていきます。

なるほど・・・。  
高浜市は今  
こういう状況  
なんだね



▲ 高浜市の未来を描く市民会議

### まちづくりのキーワード②

### 協働の原則

#### 公共的な課題は、それぞれの持ち味を活かし、力を合わせて解決していきます！

高浜市を「住んでよかった！」と思えるまちにしていくために、市民のみなさん・議会・行政がお互いのできることで、得意分野を活かしながら、連携・協力しあっています。

### まちづくりのキーワード③

### 情報共有の原則

#### まちづくりはまちの情報を知ること、課題を共有することから始まります！

市民のみなさん・議会・行政みんなで力を合わせてまちづくりを行うためには、地域の課題や市政に関する情報を共有できる仕組みがあることが欠かせません。

議会や行政は、まちづくりに関する情報をわかりやすく、積極的に発信していきます。

また、市民のみなさん同士もお互いにコミュニケーションをとりながら情報交換を活発にしていくことも大切です。

イラストや図を使うなど、わかりやすく伝えていくことが肝心だね



▲ まちづくり車座談議

# 4

## 身近な地域の自治を進める仕組み～まちづくり協議会

【関係する主な条文：第16条～第19条】



「こんなまちになったらいいな！」

「こんなまちにしていきたい！」をかなえるために・・・

市民のみなさんの想いを反映したまちづくりを行うためには、市政運営へ参画できる機会を増やしてだけでなく、身近な課題はできるだけ市民のみなさんに近いところで主体的に考え、対応・解決するといった、地域の個性や創意工夫を活かしたまちづくりを展開できるようにしていくことが大切です。

そこで、高浜市では、地域に暮らす市民のみなさんの「やりたい!」「こうしたい!」を実現するために必要な権限や財源を小学校区を単位に活動している住民自治組織「まちづくり協議会」へ移譲し、地域の実情にあった多様な取り組みを支援しています。

### まちづくり協議会の設立・活動状況

	港小学校区	吉浜小学校区
名称	NPO法人高浜南部まちづくり協議会	吉浜まちづくり協議会
人口(平成22年10月1日)	6, 237人	12, 016人
世帯数(平成22年10月1日)	2, 390世帯	4, 902世帯
設立年月日	平成17年3月21日	平成19年3月31日
設立趣旨(キャッチフレーズ)	すべての住民が共に支えあい、ふれあいのある心豊かな地域共生によるまちづくり	誰もが住みやすく安心・安全で活気のあるまちづくり
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ チャレンジの自立支援事業</li> <li>☆ 介護予防事業</li> <li>☆ 子どもの健全育成事業</li> <li>☆ 防災・防犯事業</li> <li>☆ 公共施設の管理・運営 など</li> </ul>  <p>▲青色防犯灯設置による地域防犯力向上事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 子どもの健全育成事業</li> <li>☆ 高齢者のいきがい創出事業</li> <li>☆ 伝統文化の発展事業</li> <li>☆ 防犯対策事業</li> <li>☆ 防災対策事業</li> <li>☆ 環境保全の推進事業 など</li> </ul>  <p>▲子ども菊人形事業</p>

もっと

地域の個性を活かした  
まちづくりを進めたい！



もっと

地域の実情を踏まえて  
地域の課題を解決したい！



地域に身近な課題は、  
できるだけ身近なところで解決できるように



地域に暮らす  
市民が



地域の長所や  
課題について



自ら考え  
取り組んでいく

必要な権限や財源を行政から地域へ移し、  
地域の個性や創意工夫を活かしたまちづくりを実践！



地域に暮らす市民の「やりたい」「こうしたい」を実現するために

小学校区単位で「まちづくり協議会」が活動しています！

翼小学校区	高取小学校区	高浜小学校区
翼まちづくり協議会	高取まちづくり協議会	高浜まちづくり協議会
9, 179人	7, 614人	10, 117人
3, 585世帯	2, 582世帯	3, 824世帯
平成20年3月29日	平成20年8月30日	平成21年5月30日
垣根のない思いやりのあるまちづくり	心ふれあう 安全・安心なまちづくり	豊かな絆を結び合う 愛着と誇りを持てるまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 防犯パトロール事業</li> <li>☆ 防犯活動事業</li> <li>☆ 防犯力・コミュニケーション向上事業</li> <li>☆ 防災訓練推進事業</li> <li>☆ 防災運動会事業 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 防犯事業</li> <li>☆ 防災事業</li> <li>☆ あいさつ・声かけ事業</li> <li>☆ まちなか美化事業</li> <li>☆ 稗田川 花と緑のふれあい公園事業 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ 絆深め合い事業</li> <li>☆ 地域の「茶の間」運営事業</li> <li>☆ クリーン・グリーン事業</li> <li>☆ 大山魅力アップ事業</li> <li>☆ わがまちお宝発掘事業</li> <li>☆ あんきなまちづくり事業 など</li> </ul>
		
▲防犯・防災事業	▲稗田川 花と緑のふれあい公園事業	▲大山緑地・魅力アップ事業



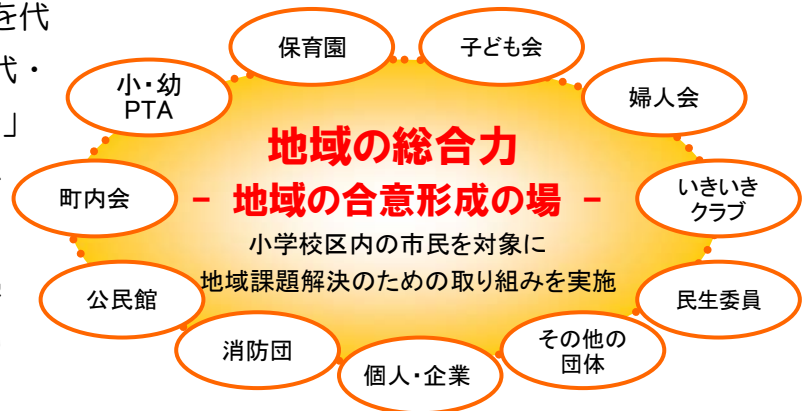
# 地域の総合力で「やりたい」「こうしたい」を実現する！

～「まちづくり協議会」はこんな団体です～

地域では、町内会、PTA、子ども会、婦人会、いきいきクラブ、消防団をはじめ、様々な団体が、住みやすい地域をつかっていくために活動をしています。まちづくり協議会は、そうした団体やまちづくりに関心を持つ個人・企業などが1つのテーブルに集まって、「地域をもっとこうしていきたい」を話し合い、それぞれの力を結集させ、地域の良いところを伸ばしたり、課題を解決していくために協議・調整・対応をしていく場です。子どもからお年寄りまで、男性も女性も、地域の幅広い声を集めてまちづくりをしていくことが大切であることから、下の図のよ

【まちづくり協議会のイメージ図】

うに「○まる」（課題別・分野別を代表する団体）、「△さんかく」（世代・性別を代表する団体）、「□しかく」（地域を代表する団体）が、縦系と横系を紡ぎあい、地域の総合力を形づくって、地域課題の掘り起こしや対応・解決に力を注いでいくことを目指しています。



【まる・さんかく・しかくの法則】

## 分野別代表

(時計)

まる=24時間・365日  
生活分野全方位のイメージ

生活の身の回りの課題・分野を解決するテーマ型活動の団体を表しています。

(例) 消防団、民生委員、伝統文化に関する保存会等

活動テーマに関することには、力を発揮する。

## 性別・世代別代表

(人口ピラミッド)

さんかく=人口ピラミッドのイメージ

世代・性別を代表する団体を表しています。

(例) PTA、子ども会、いきいきクラブ、婦人会等

特定の世代や性別に関する課題には強い。

## 地域別代表

(土地)

しかく=土地のイメージ

地域を代表する団体を表しています。

(例) 町内会

身近なコミュニティには力を発揮するが、まちづくりをするのは大変。

まちづくりに関心のある地域の市民や地域で活動している団体が一堂に会し、地域課題の解決のための協議・調整・対応にあたるのがまちづくり協議会



# 5

## 市政運営はこれまでとどう変わるの？

【関係する主な条文：第20条～第23条】



市役所の仕事をもっと分かりやすく、市民のみなさんにとって身近なものに…。そして、市民のみなさんの視点に立った市政運営を進めていくために、市政運営にあたっての基本的な約束ごとを定めています。

### 市政運営の基本原則

議会と行政が市政運営を行う上での行動原則を明らかにしています。

#### (1) 法令遵守

公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

#### (2) 情報公開・情報共有

市政に関して市民のみなさんの知る権利を保障し、議会・行政が行う諸活動を市民のみなさんに説明するため、持っている情報を積極的に公開・提供し、市民のみなさんと情報を共有していきます。

#### (3) 個人情報保護

市民のみなさんの権利利益を保護するため、議会・行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

#### (4) 説明・応答責任

市民のみなさんに対して積極的に説明する責任を果たしていきます。説明の要請があった場合は、誠実な応答に努めます。

#### (5) 財政運営

市の財政は市民のみなさんの税金で支えられています。市政運営にあたって「納得のいく経費で納得のいく効果」を上げる努力をしていかなければなりません。



### 総合計画の策定等

総合計画とは、長期的な観点で「こんな高浜市にしていきたい」を描いた「まちづくりの設計図」。第6次総合計画（平成23年度～33年度）では目標の達成状況等をわかりやすく公表しながら、みんなで力を合わせて高浜市をつくりあげていくことを目指しています。

### 危機管理

危機管理は日頃からの備えが大切。そして、もしもの時は協力が不可欠です。行政は不測の事態に備えて総合的・機動的な危機管理体制の整備や未然防止対策を行います。市民や事業者のみなさんも自らを守る努力や、お互いに協力して対応するように努めることが大切です。



### 他自治体との連携・協力



消防・救急、交通対策、経済対策など、より広域で対応した方が市民サービスの向上につながる課題について、近隣の自治体や国・県などと連携して取り組んでいきます。

# 6

## みんなで力を合わせていこう！ それぞれの役割は・・・

【関係する主な条文：第5条～第12条】



私たちの愛するまち高浜市を未来へつないでいくために・・・。そんな想いを共有し、それぞれの役割を確認しあいながら行動していけば、必ず「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市になっていきます。まずは、できることから一歩ずつ踏み出していきましょう！

**意見・提案を出してみよう！**

まちをもっと良くしていくために、現状や課題を踏まえて考えたアイデアを提案していこう。

- ★ワークショップに参加してみよう
- ★アンケートやパブリックコメントに意見・提案を出してみよう

**実際に活動してみよう！**

まちを良くしていくために、みなさん自身ができることはたくさんあります。できることの一步を踏み出していきませんか？

- ★まちづくり協議会や町内会、ボランティア活動など地域の様々な活動に参加してみよう
- ★興味のある活動を自分で、あるいは仲間同士で立ち上げよう

**地域に目を向けてみよう！**

地域でどんなことをやっているのか。どんな課題があるのか。まずは情報を手に入れるところから始めてみよう。

- ★広報やパンフレット、ホームページ等を見よう
- ★講演会などで話を聞いてみよう
- ★議会や審議会などを傍聴してみよう

### 市民

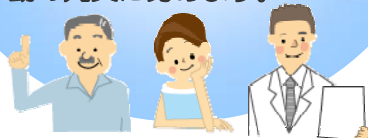
まちづくりの主体であることを自覚し、お互いの立場を尊重しながら連携・協力して活動していくよう努めます。また、自らの発言や行動に責任を持つことも大切です。



### 参画 協働 情報共有

### 議会

市民の代表による意思決定機関として、市民の意思が市政運営へ反映されるよう、市民との情報共有や開かれた議会運営、政策論議や立法活動の充実に努めます。



- ★市民のみなさんの視点に立って行政を監視・けん制します
- ★審議能力や政策立案能力向上に向けた自己研さんに努めます

### 行政

市民の意思を反映した市政運営を行うとともに、職員は地域社会の一員であることを自覚し、積極的に地域に足を運び、市民とともにまちづくりを行います。



- ★市長は高浜市の代表者として、市政の基本方針を明らかにして、公正・誠実に市政を運営します
- ★職員は市民のみなさんの視点に立ち、また、積極的に市民のみなさんと連携し、信頼関係を築きながら、職務を行います

# 「参画」「協働」「情報共有」を進めていくと・・・



▲ パブリックコメント  
(意見聴取)

たくさんの方が  
参画すること  
で、いいアイデ  
アがどんどん出  
てくるね！

物事を決める段  
階から関わるこ  
とで、その後の展  
開にも関心がわ  
いてくるよね

市役所職員から  
いろいろな制度  
や予算、今後の  
計画などについ  
て聞いてみようよ



▲ 高浜市の未来を描く市民会議

お互いに情報や課  
題を出し合うと、何  
をどうやればいいのか  
見えてくるね。みん  
なで情報を共有す  
ることって大切だね



▲ 第6次総合計画・自治基本条例素案発表会

自分たちが使  
う公園だから  
きれいにす  
るし大切に  
使っていき  
たいね

企業も地域  
社会の一員。  
課題の解決に  
向けて力を  
合わせていこう



▲ 湯山公園遊具ペンキ塗り  
(湯山クラブ・翼地区子ども会)



▲ 大山緑地・魅力アップ事業  
(高浜まちづくり協議会)



▲ 洲崎公園の清掃(高浜南部まちづくり協議会)



▲ 道路清掃事業(吉浜まちづくり協議会)



▲ 安全・安心マップづくり(翼まちづくり協議会)



▲ 避難場所看板設置(高取まちづくり協議会)

顔見知りを増や  
す、声かけの実施  
など、地域の安  
全・安心の基礎づ  
くりは、市民ならで  
はの取り組みだね



▲ 青色パトカーによる防犯パトロール  
(吉浜まちづくり協議会)



「住んでよかった」と思える高浜市に一步ずつ近づいていきます！

# 高浜市自治基本条例

平成22年12月24日公布

平成23年 4月 1日施行

## 前文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることによ

り、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(これらの機関の補助職員を含みます。)をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

- (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互

いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。

- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

## 第3章 まちづくりの担い手

### — 第1節 市民 —

(市民の権利)

- 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。
- 2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。
- 3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

- 第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(市民の役割と責務)

- 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。
- 2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとしめます。

(事業者の役割と責務)

- 第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

### — 第2節 議会 —

(議会の役割と責務)

- 第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。
- 2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努め

ます。

- 3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

- 4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

- 第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

- 2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

### — 第3節 行政 —

(市長の役割と責務)

- 第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

- 第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

- 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

## 第4章 参画と協働

(参画機会の保障)

- 第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(住民投票)

- 第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

## 第5章 地域自治

(地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(地域計画)

第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

(活動の育成と支援)

第19条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて

行動するよう努めます。

2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基本的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

## 第6章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

(1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

(2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

(総合計画の策定等)

第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

(危機管理)

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

(他の自治体等との連携と協力)

第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

## 第7章 条例の検証と見直し

(条例の検証と見直し)

第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。



詳しい内容は高浜市  
公式ホームページにて  
ご覧いただけます。

<http://www.city.takahama.lg.jp>

トップページの  
「高浜市自治基本条例」を  
クリック！



私たちの愛するまち高浜市を未来へつないでいくために

**みんなでつくろう高浜市！**  
高浜市自治基本条例【概要版】

発行

高浜市

〒444-1398 愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

<電話> 0566-52-1111(代表)

<E-mail> seisaku@city.takahama.lg.jp

